第 11 次

富士宮市交通安全計画

富士宮市交通安全対策会議

まえがき

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月に交通安全対策 基本法(昭和 45 年法律第 110 号)が制定された。

これに基づき、富士宮市では10次・50年にわたる富士宮市交通安全計画を作成し、 関係機関・団体等が一体となって各般にわたる陸上交通の安全対策を強力に実施してき た。

その結果、市内における令和2年の交通事故は前年に比べ人身事故件数、負傷者数ともに減少し、特に人身事故件数は、716件まで減少している。また、死者数については、過去の統計と比べ、低い水準で横ばいの状態となっており、平成30年から令和2年までの3年間は、3人から4人で推移している。

これは、関係機関・団体のみならず市民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、高齢社会の進展に伴い、高齢歩行者の事故や高齢ドライバーが引き起こす事故の増加が懸念される。さらに、大規模地震発生時には、すべての交通の混乱が 予想され、市民生活にも重大な影響をもたらすおそれがある。

こうしたことから、交通事故の防止は、関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

本計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、 静岡県の作成する交通安全計画に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講 ずべき、富士宮市の区域内における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたもので ある。

本計画に基づき、市は、国及び県と緊密な連携を図り、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、関係諸団体の協力を得て実施するものとする。

富士宮市交通安全対策会議

目 次

計画の基本理	理念・							•		•	•		•	•	•	•	•	•			1
		交通の安全																			
第1節	道路	各交通事故の	のない	社会	を目打	指し	て・	•		•					•	•	•	•	•		6
第2節	道路	各交通の安全	全につ	いて	の目標	票•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	7
Ιì	道路多	交通事故の	現状・					•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7
Π	第 11	次富士宮市	「交通	安全計	十画に	おじ	ける	目標	票 •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	S
第3節	道路	交通の安全	こについ	いての	対策	•			•		•	•	•					•		1	O
I 4	今後の	の道路交通	安全対	策を	考える	る視	点•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	1	O
< 1	重視す	すべき視点	>																		
		高齢者及び-																			
		歩行者及び																			
		生活道路に																			
		- 端技術の 注																			
		交通実態等?																			
		他域が一体																			
Π		ようとするカ																			
1	道路	烙交通環境の	の整備	• •	• •	• •		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	1	4
	(1) =	生活道路等	におけ	る人	優先の	の安	全•	安	心な	步	行	空間	l O)整	. 備	j •	•	•	•	1	4
		幹線道路に																			
(交通安全施																			
		高齢者等の																			
		歩行空間の																			
(無電柱化の																			
(効果的な交流																			
((8)	自転車利用	環境の	総合	的整体	備・		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	C
		公共交通機同																			
		災害に備え																			
		総合的な駐																			
		道路交通情																			
		交通安全に																			
2	交通	通安全思想	の普及	徹底	• •			•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	6
		没階的かつ																			
((2) 弦	効果的な交流	通安全	教育	の推済	進•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	3	1
((3) 3	交通安全に	関する	普及	啓発泡	舌動	の推	推進		•	•		•	•	•	•	•	•	•	3	1
((4) 3	交通の安全は	に関す	る民	間団体	本等	の主	三体	的活	5動	0	推近	重•	•	•	•	•	•	•	3	5
((5) 担	也域におけ	る交通	安全	活動~	\D	参力	口•	協賃	めの	推	進・	•	•	•	•	•	•	•	3	5

		3	岁	全道	重転	(D)	確何	呆			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
			(1)	運転	云者	教	育	等(のす	乞多	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
			(2)	安全	と運	転	管	理(の扌	隹近	<u>É</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
		4	車	正両の)安	:全	性(かね	確化	杲•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
			(1)	車同	可の)安	全(性(に関	園す	- 7	j Ç	女善	音の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
			(2)	不』	E改	造	車	の打	排隊	余•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	3	9
			(3)	自東	云車	[D	安:	全個	性の	り存	全任	₹•	•	•	•	•					•		•	•	•		•	•	•		•	3	9
		5	道	路多	を通	秧	序(のá	維持	寺•				•	•		•	•	•	•		•		•	•	•		•	•		•	4	О
			(1)	交通	1000	導	取	締	90	り引	闰	乙等	至•	•	•	•					•		•	•	•		•	•	•		•	4	0
			(2)	交通	重事	故	事	件	等に	こ存	£ &	í č	重正	Ξカ	1	緻	密	な	捜	査	0)	_	層	0)	推	進	•	•	•			4	1
			(3)	暴力	と族	等	対	策	の扌	隹近	<u>É</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	4	1
		6	救	(助・	救	(急:	活	動	のす	艺美	ۥ			•	•		•	•	•	•		•		•		•		•	•		•	4	3
			(1)	救耳	力•	救	急	体f	制の	り虫	冬俳	青 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	4	3
		7	被	害者	全	援	のう	充:	実と	土拊	飳	<u>ŧ</u> .	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•				•	•		•	4	4
			(1)	無仍	引	į (į	無	共	済)	耳	可	京文	才策	ŧσ	徹	底		•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•		4	5
			(2)	損害	誤	償	請	求り	につ	⊃ V	17	0)援	剝	j等	•	•			•	•		•	•	•		•	•	•		•	4	5
			(3)	交通	重事	故	被	害	者才	支担	差の) ヺ	艺美	三 強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	4	5
		8	道	路多	を通	診	断	に	よる	5事	郆	如	ち止	文:	策	(D)	研	究	及	び	施	策	0)	推	進	•		•	•	•	•	4	5
第2	章	ļ	踏切	〕道に	こお	け	る	交ì	通0	り多	? 3	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•		•		•	•	4	6
第	11	節	翠	切事		(D)	ない	71	社会	₹ā	<u> </u>	排	ſĺ	て	•					•	•		•		•		•	•	•		•	4	7
	I	ļ	踏切	J事む	女の)状:	況	等			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
		1	踔	切事		(D)	状剂	况			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
		2	近	年の)踏	纫	事	坆(の集	寺徘	女 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	Π		第 1	1 次	富-	士馆	計	i交	[通	安	全	計	画	にこ	おり	ナる	5	目根	票	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
第	21	節	踔	纫道	重に	お	け	る?	交迫	重の)复	至全	主に) V	て	0)	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	I	,	今後	色の路	当切	J道	にこ	おり	ける	53	き追	萝	全全	文	策	を	考	え	る	視	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	Π	i	講じ	こよう	5 と	す	るた	施分	策		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
		1	翠	纫道	重の)構	造	Dī	汝貞	之0) (已近	₤ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
		2	踔	切伊	安	:設	備(の	整備	崩及	Żζ	バブ	₹通	頻	制	(D)	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
		3	踔	切道	重の)統	廃	合(の仏	足進	隹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
		4	そ	の化	也踏	切	道(\mathcal{D}_{2}^{2}	交通	重の)复	全全	主及	żυ	円	滑	化	等	を	図	る	た	め	0)	措	置	•	•	•	•	•	4	9
第3	章		大規	模堆	也震	とに	備	え	ての	りろ	で道	<u>f</u> O)发	?全	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0
第	11	節	基	本力	テ針	- •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
	1	Ī	南海	まトラ	ラフ	'地	震	a E	痔惰	青幸	是等	争多	卷	詩	.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
	2	Ī	南海	まトラ	ラフ	'地	震	等?	発生	上眼	宇•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
第	21	節	誹	まじょ	こう	٤.	す	るた	施負		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
	1		臨時	情幸	6発	表	時	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
	2		地震	発生	E時	ê•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
		(1)	梁 (くまる	を通	路	等(D}	確保	杲•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	5	1

	(2)	道路交	通情報	の提	供·	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
3	4	時にお	ける措	置•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
	(1)	緊急通	行車両	の事	前届	出	の扌	推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
	(2)	交通安全	全施設	の整	備•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
	(3)	交通総	量抑制	対策	の推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
	(4)	信号機	電源付	加装	置の	整位	带 ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
	(5)	臨時情	報発表	時及	び地	震	発生	上時	に	お	け	る															
			自動車	運転	者の	執	5~	べき	措	置	0	周	知	徹	底	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
4	そ	の他の	交通安全	全対	策•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
	(1)	既存の	道路橋	の耐急	震補	強氧	等。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
	(2)	沿道建	築物等	の耐急	震化	の{	足近	生•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2

計画の基本理念

富士宮市交通安全計画は、人優先の交通安全思想の下、これまでの10次・50年にわたる取組において、道路交通事故死者数、人身事故件数ともに年々減少傾向にあり、交通安全に対し、成果を上げてきたところである。

一方、依然として、新たに交通事故被害者等となる方がおり、子供が関係する交通事故や高齢運転者による交通事故も後を絶たない。高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、一層求められている。これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むことが必要であり、これにより究極的には交通事故のない交通安全社会の実現を目指す。

【交通事故のない社会を目指して】

本市は、長期の人口減少過程に入っており、高齢化率が年々上昇している。このような時代変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、市民全ての願いである安全で安心して暮らすことができ、移動することができる社会を実現することが極めて重要である。

そのために防犯や防災、さらに、新型コロナウイルス感染症対策等の様々な取組が必要とされる中にあって、今なお交通事故により毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機関をはじめ、交通安全の確保もまた、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

そのような中、道路交通事故による死者数は概ね減少傾向にあるものの未だに4人以上に上り、第10次計画の目標を達成することはできなかった。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すことを再認識すべきである。言うまでもなく、交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、交通安全対策基本法制定後半世紀を経た今、改めて交通事故被害者等の存在に思いを致し、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶に向けて、更なる一歩を踏み出さなければならない。

【人優先の交通安全思想】

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、全ての交通について、高齢者、障がいのある人、子供等の交通弱者の安全を、一層確保する必要がある。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。また、思いがけず交通事故被害者等となった方に対して、一人ひとりの状況に応じた支援が求められる。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していく。

【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

道路交通については、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故は、 喫緊の課題である。また、事業用自動車においても、運転者の高齢化の進展に伴い生 じる課題に向き合う必要があり、地域で高齢者が自動車に頼らずに自立的に日常生活 を営むことができるようにすることなど高齢化の進展に伴い生じうる、様々な交通安 全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠となる。

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を、陸上交通の関係者の連携によって、構築することを目指す。

1 交通社会を構成する三要素

本計画においては、①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関及び③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学的な調査・分析や、政策評価を充実させ、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを市民の理解と協力の下、強力に推進する。

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転者の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導取締りの強化、運転の管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。また、交通社会に参加する市民一人ひとりが、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

(2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、新技術を活用する。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとする。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

なお、これらの施策を推進する際には、高齢化や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

2 これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項

(1) 人手不足への対応

交通に関わる多岐にわたる分野・職種において人手不足の影響がみられ、自動

化・省力化等の進展もみられる中で、安全が損なわれることのないよう、人材の質 を確保し、安全教育を徹底する等の取組が必要である。

(2) 先進技術導入への対応

今日、道路交通の分野では、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が普及・進展し、事故減少への貢献がみられる。

先進技術の導入により、ヒューマンエラー防止を図り、また、人手不足の解決に も寄与することが期待されるが、着実に安全性を確保していくことが重要である。

(3) 高まる安全への要請と交通安全

感染症をはじめ、自然災害の影響、治安など、様々な安全への要請が高まる中に あっても、確実に交通安全を図り、そのために、安全に関わる関係機関はもとより、 多様な専門分野間で、一層柔軟に必要な連携をしていくことが重要である。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響は、陸上交通に及び、様々な課題や制約が生じているほか、市民のライフスタイルや交通行動への影響も認められる。これに伴う、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画の期間を通じて注視するとともに、必要な対策に臨機に着手する。

3 横断的に重要な事項

(1) 先端技術の積極的活用

今後も、全ての交通分野において、更なる交通事故の抑止を図り、交通事故のない社会を実現するために、あらゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

(2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。 また、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)の制定を踏まえ、交通安全の分野においても交通事故被害者等に対する支援の更なる充実を図るものとする。

(3) 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、国、地方公共団体、地域の民間団体等が緊密な連携の下に、それぞれが責任を担いつつ、施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、国、県及び市町の行う交通の安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

(4) EBPM*の推進

交通安全に関わる施策におけるEBPMの取組を強化するため、その基盤となるデータの整備・改善に努め、多角的にデータを収集し、各施策の効果を検証した上で、より効果的な施策を目指す。

(5) 知見の共有

本市では、交通安全対策基本法制定後の半世紀の間の、交通安全計画に位置付けられた多岐にわたる施策、関係者の尽力により、交通事故は大きく減少してきているが、今後、更に減少させるためには、本市の知見を他市町と共有し、活かしていく視点も重要であり、連携や協力を推進する。

第1章 道路交通の安全

1 道路交通事故のない社会を目指して

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない 社会を目指す。



2 道路交通の安全についての目標

- ① 年間死者数令和7年末までに3人以下を目指す。
- ② 年間人身事故発生件数 令和7年末までに640件以下を目指す。



3 道路交通の安全についての対策

《重視すべき視点》

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進



《8つの施策》

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 道路交通診断による事故防止 対策の研究及び施策の推進

第1節 道路交通事故のない社会を目指して(基本的考え方)

1 道路交通事故のない社会を目指して

我々は、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指すべきである。

近年においては、未就学児をはじめとする子供が関係する交通事故や高齢運転者による 交通事故が後を絶たない。高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会 の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、一層求められて いる。

今後も、交通事故による死者数及び件数をゼロに近づけることを目指し、究極的には交通事故のない社会の実現に向けて、市を挙げて更に積極的な取組が必要である。

交通安全対策の推進に当たっては、交通社会に参加する全ての市民が交通安全に留意して、より一層交通安全対策を充実していくことが必要である。

特に、交通安全は、地域の交通事情等を踏まえた上で、それぞれの地域における活動を 強化していくことが重要である。その際、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割 分担しながらその連携を強化する

2 歩行者の安全確保

交通死亡事故を減少させていく上で、交通弱者である歩行者の事故防止対策は重要な課題であり、人優先の交通安全思想の下、歩道や横断歩道の整備等により歩行者の安全確保を図ることが重要である。

3 地域の実情を踏まえた施策の推進

交通安全に関しては、様々な施策メニューがあるところであるが、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、その地域に最も効果的な施策の組合せを、地域が主体となって行うべきである。特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりの中で実現していくことが有効であるが、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、市民に一番身近な市や警察署の役割が極めて大きい。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

4 役割分担と連携強化

行政のほか、学校、家庭、職場、団体、企業等それぞれが責任を持ちつつ役割分担しながらその連携を強化し、また、市民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、 実行、評価の各場面において様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効である。

5 交通事故被害者等の参加・協働

交通事故被害者等は、交通事故により家族を失い、傷害を負わされるなど交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被害者等の参加や協働は重要である。

第2節 道路交通の安全についての目標

I 道路交通事故の現状

1 年間死者数

本市の交通事故による死者数は、平成3年の30人をピークにその後は減少傾向にある。

第10次富士宮市交通安全計画においては、令和元年のみ3人となったが、令和2年 は4人となったため、結果として令和2年末までに3人以下とする同計画の目標を達成 することはできなかった。

2 年間人身事故発生件数

人身事故の発生件数は、平成13年には1,305件と過去最多を記録したが、それ以降 は減少傾向を続けてきている。

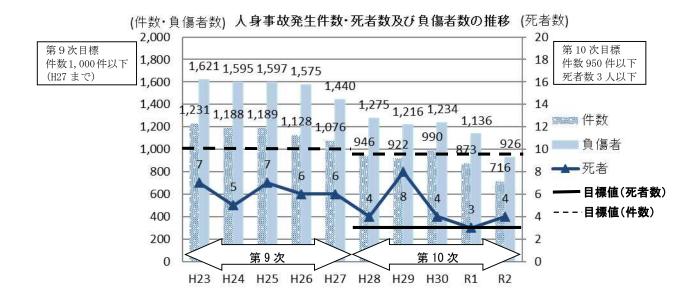
第10次富士宮市交通安全計画においては、平成30年は990件、令和元年は873件、 令和2年は716件と減少傾向を維持しており、令和2年末までに950件以下とする同 計画の目標を2年連続で達成している。

3 高齢者事故

過去5年間の本市における交通事故死者に占める高齢者の割合は、約6割と高い割合を占めており、今後も一層の高齢者対策が必要な状況となっている。

特に、令和4年からは、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上に達し始めるため、75歳以上の高齢者の安全確保は一層重要となる。

第9次・第10次富士宮市交通安全計画中の交通事故発生状況



昭和 60 年以降の交通事故件数・死者数

	件	 数		当
		内高齢者		内高齢者
昭和60年	634	101	16	3
昭和61年	645	91	8	2
昭和62年	653	59	7	1
昭和63年	748	73	20	2
平成元年	757	88	18	3
平成2年	903	104	11	4
平成3年	952	104	30	5
平成4年	1037	97	18	4
平成5年	1025	107	17	5
平成6年	964	89	19	4
平成7年	1073	145	16	5
平成8年	969	160	13	7
平成9年	914	130	14	6
平成10年	991	157	9	1
平成11年	1081	176	13	6
平成12年	1188	224	9	4
平成13年	1305	209	15	7
平成14年	1196	236	13	6
平成15年	1218	253	11	6
平成16年	1231	265	18	4
平成17年	1254	262	8	5
平成18年	1197	260	10	4
平成19年	1177	294	7	3
平成20年	1155	325	8	2
平成21年	1221	337	4	2
平成22年	1200	348	6	4
平成23年	1231	360	7	4
平成24年	1188	362	5	3
平成25年	1189	340	7	2
平成26年	1128	361	6	5
平成27年	1076	393	6	2
平成28年	946	300	4	2
平成29年	922	344	8	5
平成30年	990	340	4	2
令和元年	873	379	3	1
令和2年	716	282	4	3

Ⅱ 第11次富士宮市交通安全計画における目標

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられ、県の第 11 次静岡県交通安全基本計画においては、「令和 7 年末までに年間死者数を 80 人以下、年間の人身事故発生件数を 15,000 人以下」にする目標を掲げている。

本計画においては、これまでの市内の交通事故発生状況を踏まえ、令和7年末までに交通事故による年間死者数3人以下、年間人身事故発生件数640件以下の達成を目指すものとする。

第3節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故による死者数並びに事故発生件数が減少傾向にあることから、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた施策には一定の効果があったものと考えられる。

しかしながら、運転者の交通安全意識をみると、自動車と比較して弱い立場にある歩行者や自転車に対する保護意識の浸透には至っておらず、歩行者等が最も保護されるべき横断歩道上の事故をはじめとして、道路横断中の事故が減少しているとは言いがたい状況にあり、今一度「人優先」の交通安全思想の徹底を図るべく、「思いやり」「ゆずりあい」運転を徹底させていくことが求められる。

また、高齢者人口の増加に伴い、交通事故死者数、件数に占める高齢者の割合も増加しており、交通事故減少のためには高齢者の交通事故防止対策も喫緊の課題となっている。今後、本市の交通事故を更に減少させていくためには、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる施策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限りEBPM を推進し、効果を検証し、必要に応じて改善していく。

このような観点から、

- ①道路交通環境の整備
- ②交诵安全思想の普及徹底
- ③安全運転の確保
- ④車両の安全性の確保
- ⑤道路交通秩序の維持
- ⑥救助・救急活動の充実
- ⑦被害者支援の充実と推進
- ⑧道路交通診断による事故防止対策の研究及び施策の推進

といった8つの施策により、交通安全対策を実施する。

その際、今後の交通安全対策については、次のような点を重視しつつ、対策を講ずるべきである。

〈重視すべき視点〉

(1) 高齢者及び子供の安全確保

本市は交通事故死者数に占める高齢者の割合が高く、平成28年から令和2年の5年間において、約6割を占めている。

高齢者については、主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策とともに、自動車を運転する場合の安全運転を支える対策を推進する。さらに、運転免

許返納後の、高齢者の移動を伴う日常生活を支えるための対策は、この計画の対象となる政策に留まらないが、これらの対策とも連携を深めつつ推進することが重要となる。

高齢者が歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合については、歩道の整備や生活道路の対策、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や見守り活動などのほか、多様なモビリティの安全な利用を図るための対策なども重要となると考えられる。また、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考え方に基づき、バリアフリー化された道路交通環境を形成する。

高齢者が運転する場合の安全運転を支える対策については、身体機能の衰え等を補う技術の活用・普及を一層積極的に進める必要がある。また、運転支援機能をはじめとする技術とその限界、技術の進展の状況について、交通安全教育等を通じて幅広く情報提供していく必要がある。

少子化が進行する中で、安心して子供を生み育てることができる環境の整備、幼い子供と一緒に移動しやすい環境の整備が期待される。次代を担う子供の安全を確保する観点から、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路や通学路等の子供が移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進する。また、地域で子供を見守っていくための取組も充実させていく必要がある。

また、高齢者や子供に対しては、地域の交通情勢に応じた交通安全教育等の対策を講ずる。

高齢運転者への対策を行う道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号) が令和4年6月までに施行されることとなっており、適正かつ円滑な施行に向けて準備 をすすめるとともに、施行後の取組を充実させていく必要がある。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

歩行中の死者数は、状態別の中では高い割合になっており、横断歩行者がいる横断歩道において自動車が一時停止しない等、歩行者優先の徹底は未だなされていない。歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高める必要がある。

人優先の考えの下、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路、通学路、 生活道路及び市街地の幹線道路において横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備をは じめ、安全・安心な歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対 策を推進する。

また、横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を 図る。

一方、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、「しずおか・安全横断3つの柱」 (①手を上げるなどして運転者に横断する意思を伝えること、②安全を確認してから横断を始め、③横断中も周りに気を付けること)等、安全を確認してから横断を始め、横 断中も周りに気を付けること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進する。

次に、自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となるため、全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。

自転車の安全利用を促進するためには、車線や歩道の幅員の見直し等により、歩行者、 自転車及び自動車が適切に分離された、安全で快適な自転車通行空間の確保を積極的に 進める必要があり、特に、市街地において自転車の通行空間の確保を進めるに当たって は、自転車交通の在り方や多様なモード間の分担の在り方を含め、まちづくり等の観点 にも配慮する。

あわせて、駅周辺の歩道上など交通の安全の支障となる放置自転車対策として、自転車駐車場の維持管理を行う。

さらに、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進するなど、自転車利用者をはじめとする道路利用者の自転車に関する安全意識の醸成を図る。

加えて、通勤・通学の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策や駆動補助機付自転車や電動車椅子等多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての普及啓発等の対策を推進する。

(3) 生活道路における安全確保

生活道路においては、高齢者、障がいのある人、子供を含む全ての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保し、交通事故を減少させていかなければならない。 生活道路の安全対策については、ゾーン 30 の設定の進展に加え、自動車の速度抑制 を図るための道路交通環境整備を進めるほか、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推 進するなど、生活道路における適切な交通指導取締りの実施、生活道路における安全な

走行方法の普及、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対 策等を推進していく必要がある。

また、生活道路における各種対策を実施していく上では、対策着手段階からの一貫した住民の関わりが重要であり、地域を交えた取組を進めるなど、その進め方も留意していく必要がある。

(4) 先端技術の活用推進

衝突被害軽減ブレーキをはじめとした先端技術の活用により、交通事故の減少が期待される。サポカー・サポカーSの普及はもとより、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムなどの先端技術の情報を収集し、市民に対し、その活用を推進する。

(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

第10次計画期間中を通じて、ETC2.0*から得られたビッグデータ等の、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、従来の対策では抑止困難であった事故について、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施する取組が進められた。今後は、ビッグデータ等や専門家の知見を一層幅広く活用していくことも課題となる。

交通実態等について、分析システムの活用やETC2.0 から得られたビッグデータ等を活用し、対策にいかす必要がある。

(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

高齢化の一層の進展等に伴い、地域社会のニーズと交通情勢の変化を踏まえつつ、安全安心な交通社会の実現に向けた取組を具体化することが急がれる中で、市や関係団体及び市民等の協働により、地域に根ざした交通安全の課題の解決に取り組んでいくことが一層重要となる。

このため、地域住民の交通安全対策への関心を高め、交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していくため、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に一層努める。

なお、市は、多様な安全の課題に直面する中で、交通安全に割くことができる資源は限られ、また、交通ボランティアをはじめ地域における交通安全活動を支える人材の高齢化が進んでいる。そこで、地域住民が、交通安全対策について自らの問題として関心を高め、当該地域における安全安心な交通社会の形成に向けて、交通安全活動に積極的に参加するよう促す。

[※] ETC2.0:これまでのETC (Electronic Toll Collection System の略。高速道路や有料道路の料金所 ゲートで、自動車や自動二輪に搭載した車載器と無線通信を行い、車種や通行区間を判別して認証や決済を 行うシステム。)と比して、①大量の情報の送受信が可能となる、②ICの出入り情報だけでなく、経路情報の把握が可能となる、など、格段と進化した機能を有しており、道路利用者はもちろん、道路政策に様々なメリットをもたらし、ITS 推進に大きく寄与するシステム。

Ⅱ 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、生活 道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、国、県、市、地域住民等が連携し、通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を実施する「ゾーン30」の整備を推進するとともに、通行禁止等の交通規制を実施するほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイスと組み合わせたゾーン規制の活用等の安全対策や、外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進する。

さらに、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路でも活用できる可搬式 速度違反自動取締装置の整備拡充を図り、適切な取締りを推進する。

道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間を整備するとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部における狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑

制対策を実施する。

また、道路標識の高輝度化・必要に応じた大型化・可変化・自発光化、標示板の 共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等(以下「道路標識の高輝度 化等」という。)を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進 する。

さらに、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、交通 事故の多いエリアでは、国、県、市、地域住民等が連携して効果的・効率的に対 策を実施する。

イ 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「富士宮市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を推進するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボラード等の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。

ウ 高齢者、障がいのある人等の安全に資する歩行空間等の整備

(ア) 高齢者や障がいのある人等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる 社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が 確保された幅の広い歩道等を整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機、高度化PICSや 歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、昇降装置付 立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障がい者用の駐車マス等を有 する自動車駐車場等の整備を推進する。あわせて、高齢者、障がいのある人等の 通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器 のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

また、バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた富士宮駅周辺地区に おいては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅 の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信 号機等の整備を連続的・面的に整備しネットワーク化を図る。

さらに、視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマ

ップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。 特に、富士宮駅前の交通結節点においては、エレベーター等の設置など、交通 広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を確保する。

(イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車 違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障がいのある人等の円滑な移 動を阻害する要因となっている歩道や視覚がい者誘導用ブロック上等の自動二輪 車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去、取り締まりを積極的に推進す る。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全対策については、事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では、これまでに蓄積してきた対策効果データにより対策の有効性を確認した上で次の対策に反映する「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策などきめ細かく効率的な事故対策を推進する。また、高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。さらに、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等の利用促進を図る。

ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」を推進する。

- (ア) 市内の国道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷 事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高 い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。
- (イ) 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、交通事故分析データにより、事故類型や事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。
- (ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、 評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

イ 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在 的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して 集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、 歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図る。

エ 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

オ 適切に機能分担された道路網の整備

- (ア) 高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、 歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交 通の分離を図る。
- (イ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。
- (ウ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。

カ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路における狭さく等の設置によるエリア内への通過車両の抑制対策、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。
- (4) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。

また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点について、周辺

- の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する。
- (ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。
- (エ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。
- (オ) 交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペデストリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図る。
- (カ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通 と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の 生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

キ 交通安全施設等の高度化

- (ア) 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器の LED 化を推進する。
- (イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の 高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発 生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにす るとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするた めのキロポスト(地点標)の整備を推進する。また、見通しの悪いカーブで、対 向車が接近してくることを知らせる対向車接近システムの整備を推進する。

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

社会資本整備重点計画法(平成 15 年法律第 20 号)に基づき定められる社会資本整備重点計画に即して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

公安委員会では、整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成25年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。特に、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行う。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険 箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。 この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改 良、交差点改良等の対策を実施する。

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化等を推進するほか、駐車 対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進すると ともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

オ ITS※の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における 交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大をはじめ、交 通管制システムの充実・改良を図る。

具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、最先端の情報通信技術等を用いて、光ビーコンの整備、交通管制センターの改良等により新交通管理システム(UTM S*)を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充や自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映する。

I T S : Intelligent Transport Systems

※ UTMS: Universal Traffic Management Systems

(4) 高齢者等の移動手段の確保・充実

令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)等の一部改正法により、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン(富士宮市第2次地域公共交通計画)に基づき、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

(5) 歩行空間のユニバーサルデザイン化

高齢者や障がいのある人等を含め、全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等により歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進し、バリアフリー化により安全・安心な歩行空間を整備する。

(6) 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係事業者と連携し、「富士宮市無電柱化推進計画」に基づき事業を推進する。

(7) 効果的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心 に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に 即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、 横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間が長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信 号表示の調整等の運用の改善を推進する。

さらに、公安委員会が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行う。

(8) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自 転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自 動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。このことから、歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。あわせて、自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両については、取締りを積極的に実施する。

各地域において、自転車ネットワークの作成や道路空間の整備や通行ルールの徹底を進め、さらに、観光事業者や交通安全を担う団体は、自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

自転車の駐車スペースを確保するため、必要に応じて、自転車駐車場等を整備する。また、富士宮市自転車等駐車場条例に基づき、駐輪所に放置された自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

バリアフリー法に基づき、市が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障がいがある人等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

(9) 公共交通機関利用の促進

令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)等の一部改正法により、地域における移動ニーズに対し、地方公共団体が中心となって地域のマスタープラン(富士宮市第2次地域公共交通計画)に基づき、公共交通サービスの改善を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。

(10) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交 通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

豪雨等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、 道路斜面等の防災対策を推進し、これによりがたい場合は、代替する道路の整備 を推進する。

また、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置づけ、その機

能強化に努める。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

あわせて、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・ 分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対 する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、 道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、イ ンターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

また、災害発生時には、警察や道路管理者が保有するプローブ情報や民間事業者が保有するプローブ情報から運行実績情報を生成し提供することで災害時における交通情報の提供を推進する。

(11) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

イ 違法駐車対策の推進

(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた 取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。また、道 路交通環境等、当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、 取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

ウ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。

(12) 道路交通情報の充実

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな 道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化・多様化する道 路交通情報に対する市民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、 ICT*等を活用して、道路交通情報の充実を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。

ア 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズに応えて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置、SNS等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図る。

また、自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、交通情報収集・交通 情報収集提供装置等の交通管制及び信号機の情報化に資する事業を推進する。

さらに、ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑を推進する。

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図るとともに、ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0車載器を活用し、ETCのほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行うETC2.0サービスを推進することにより、情報提供の高度化を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑

* I C T : Information and Communication Technology

化を推進する。

ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報の提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針(平成 14 年国家公安委員会告示第 12 号)に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

エ 分かりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。

また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた 案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進や英語併記が可能な規制 標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努める。

(13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路 の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うと ともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、占用物の適正化を図っていく。

さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民をはじめ道 路利用者の自覚に待つところが大きいことから、「道路ふれあい月間」等を中心 に道路の愛護思想の普及を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

ウ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、富士宮市緑の基本計画に基づき、住区基幹公園の整備を推進する。

また、主として幼児及び小学校低学年を対象とした児童遊園については、安全に利用できるよう遊具等の修繕等を実施する。

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積載する車両の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全のルールを守る意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、「おもいやり、ありがとう」の理念や人優先の交通安全思想の下、子供、高齢者、障がいのある人等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。また、地域の見守り活動等を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組む。さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。学校においては、ICTを活用した効果的な学習活動を取り入れながら、学習指導要領等に基づく関連教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努めるとともに、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づき策定することとなっている学校安全計画により、児童生徒等に対し、通学を含めた学校生活及びその他の日常生活における交通安全に関して、自転車の利用に係るものを含めた指導を実施する。障がいのある児童生徒等に対しては、特別支援学校等において、その障がいの特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を 積極的に取り入れるとともに、教材の充実を図りホームページに掲載するなどにより、 インターネットを通じて地域や学校等において行われる交通安全教育の場における活 用を促進し、市民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要 な情報を分かりやすく提供することに努める。

特に若年層に対しては、交通安全に関する効果的な情報提供により交通安全意識の向上を図るとともに、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努める。

交通安全教育・普及啓発活動については、県、市、警察、学校、関係民間団体、地域 社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域が一体 となった活動が推進されるよう促す。特に交通安全教育・普及啓発活動に当たる市職 員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成するこ となどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域が一体となった交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、地域や家庭において、子供、父母、祖父母等の各世代が交通安全について話し合い、注意を呼び掛けるなど世代間交流の促進に努める。

さらに、交通安全教育・普及啓発活動の実施後には、効果を検証・評価し、より一層 効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な 交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生 活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させ ることを目標とする。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や園外保育危険個所マップ等の視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

令和4年5月開館予定の児童館においては、遊びによる生活指導の一環として、 交通安全に関する指導を推進する。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅 広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園、保育所及び認定こど も園において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が常に 幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができ るよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。

また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時や園外活動時等の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者 及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交 通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測 し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、 道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な 歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交 通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を配布 するとともに、交通安全教室(交通安全リーダーと語る会や自転車交通教室等) を一層推進する。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、 児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者が日常生 活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児 童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とし た交通安全講習会等を開催する。

さらに、交通ボランティアによる児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故等における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を配布するとともに、交通安全教室を一層推進する。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、 二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な 技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵 守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な 社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保 健体育、総合的な探求の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転 車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応 急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免 許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体や PTA 等と連携しながら、通学等の理由により在学中に二輪車等を必要とする生徒がいることを考慮しつつ、安全運転に関する意識の向上及び実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした 心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。

また、社会人を対象とした学級・講座等において自転車の安全利用を含む交通 安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための 諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を 促進する。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、 交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化 が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者 や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践 することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させるこ とを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県・市は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。特に、法令違反別では、高齢者は高齢者以外と比較して「横断違反」の割合が高い実態を踏まえ、交通ルールの遵守を促す交通安全教育に努める。

また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、 高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福 祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品等の普及にも努める。

このほか、高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の製造メーカーで組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努める。

地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、地域の高齢者に影響力のある者等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者の安全運転に必要な知識の習得とその指導力の向上を図り、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努める。

また、高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう努める。

さらに、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して 外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとよ り、市民全体が高齢者を見守り、高齢者に配意する意識を高めていくことや、地 域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努 める。

キ 障がいのある人に対する交通安全教育の推進

障がいのある人に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、

手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

ク 外国人に対する交通安全教育等の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故 防止を目的として、在留外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安 全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進すると ともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進す る。また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機 関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を 活用するなど我が国の交通ルール周知活動等を推進する。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や情報リテラシー、道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーター、VR等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

このほか、従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトや SNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動 についても効果的に推進する。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

関係機関・団体が相互に連携して、市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・ 浸透を図ることを目的に、「世界遺産富士山に恥じない 交通マナー都市 富士 宮」を市独自のスローガンに設定し、年間を通じた市民総ぐるみの運動として展 開する。

年間を通じて実施する運動として、年度毎に、歩行者、自転車、自動車運転者の 交通事故防止、夕暮れ時から夜間の交通事故防止等、時節や交通情勢を反映した 重点推進事項を設定する。 各季の交通安全運動の実施に当たっては、市内の交通安全関係機関・団体で構成される「富士宮市交通安全対策委員会」が主体となり、事前に事故実態や市民のニーズ等を踏まえ、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く市民に周知する。また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

イ 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、「しずおか・安全横断3つの柱」(①手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、②安全を確認してから横断を始め、③横断中も周りに気をつけること)等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

ウ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用 五則」(平成 19 年 7 月 10 日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。自転車は、通勤・通学をはじめ、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。

タ暮れ時から夜間における自転車事故を防止するため、「早めのライトオン」の 徹底と、反射材用品等の活用の促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転 操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する ほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普 及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せると きは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を推奨する。

エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなるため、関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを用いた着用効果が実感できる参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

オ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための 広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼 児の保護者に対し、その取組を強化する。

不適正使用時の致死率は、適正使用時と比較して格段に高くなることから、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所・認定こども園、病院、販売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導を推進する。

なお、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報 啓発に努める。

カ 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材(特に自発光式反射材)用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の普及活動を推進する。

反射材用品等の普及に当たっては、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材用品 の組み込みを推奨する。

キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発やアルコール検知器を活用した運行前検査の励

行に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。

ク 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、「広報ふじのみや」や「交通安全ニュース」をはじめ、テレビ、ラジオ(Radio-f)、新聞、動画(YouTube)、LINE、SNS、ホームページ等のあらゆる広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効が上がる広報を次の方針により行う。

(ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じた集中的なキャンペーン等を積極的に行い、子供と高齢者の交通事故防止、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶、違法駐車の排除等を図る。

また、運転中のスマートフォンの操作等の危険性について周知を図る。

- (4) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、市、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶する気運の高揚を図る。
- (ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、市は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、全市民的気運の盛り上がりを図る。

ケ その他の普及啓発活動の推進

- (ア) 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行う。また、高齢者に対する高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。
- (4) 夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の「早めのライトオン」、対向車や先行車がいない状況における「ハイビームの効果的活用」を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用を推進する。

(ウ) 二輪車運転者の交通事故被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するな

ど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

- (エ) 乗用型トラクターの事故防止を図るため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等について周知を行う。
- (オ) 市民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。
- (カ) 衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信する ことなく使用してもらえるような情報をはじめ、自動車アセスメント情報や、安 全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検 整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ、 自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時 適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する市民挙げての活動の展開を図る。

地域の状況に応じた交通安全教育を行う指導者や団体等を育成し、民間団体・交通 ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図る。

また、交通ボランティア等の高齢化が進行する中、交通安全の取組を着実に次世代につないでいくよう幅広い年代の参画に努める。

(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

交通安全は、市民等の安全意識により支えられることから、市民に留まらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、県、市、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に推進する。

このような観点から、地域の交通安全への住民等の理解に資するため、市民や道路 利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検、富士宮市交通安全計 画の積極的活用・広報などのほか、交通安全の取組に市民等の意見を積極的にフィー ドバックするよう努める。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、 このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運 転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に 対する教育等の充実を図る。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がいのある人、子供をはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図る。

さらに、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

加えて、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を 実施するため、ICT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実 を図る。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の 心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を 行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康 状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとす る意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実を図る。

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。

また、教習水準に関する情報の市民への提供に努める。

(イ) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者

に対する取得時講習の充実に努める。

イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

特に、飲酒運転を根絶する観点から、飲酒取消講習の充実に努める。

自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を 実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

エ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。 また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運 転者に対する教育の充実強化に努める。

オ 高齢運転者対策の充実

(ア) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、実施場所の拡充等に努める。

特に、高齢者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施する とともに、より効果的かつ効率的な教育に努める。

(イ) 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者等の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。

また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携し、協力体制の強化に努める。

(ウ) 改正道路交通法の円滑な施行

75 歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入 及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許 制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第 42 号)が令和4年6月までに施行されることとされている。改正法の適正かつ 円滑な施行に向けて準備を進めるとともに、施行後のこれらの制度の適切な運用 を推進する。

(エ) 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を

図る。

(オ) 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、公共交通の支払いで利用できる公共交通補助券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業や、運転経歴証明書制度の周知を図る。

また、高齢者をはじめとする市民の移動手段の確保に向け、市が中心となって 地域公共交通のマスタープラン(富士宮市第2次地域公共交通計画)を策定し、 公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可 能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

カ シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進する。

キ 危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図る。

(2) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デジタル 式運行記録計等(以下「ドライブレコーダー等」という。)の安全運転の確保に資す る車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映 像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

4 車両の安全性の確保

近年、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでいる。交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作ミスに起因している状況において、こうした技術の活用・普及促進により、交通事故の飛躍的な減少が期待できると考えられる。

今後、交通事故を減少させていく上で、自家用自動車及び事業用自動車双方における 先進安全技術の更なる活用・普及促進により着実に交通安全を確保していくことが肝要 であり、運転者がその機能を正確に把握して正しく使用してもらうための対策も重要で ある。

さらに、先進技術の導入により自動車の構造が複雑化するなか、使用過程においてその機能を適切に維持するためには、これまで以上に適切な保守管理が重要となる。

(1) 車両の安全性に関する改善の推進

ア 先進安全自動車(ASV)の普及の促進

先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車 (ASV) について、普及の促進を一層進める。

安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対する 過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進 する。

イ 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進 ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生 していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくこと を踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポー ト車の普及促進等を推進する。

(2) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

(3) 自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進する。さら

に、薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

5 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件 捜査、暴走族等対策を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、 危険性の高い違反や、駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に 資する交通指導取締りを推進する。

また、交通事故事件の発生に際しては初動段階から組織的な捜査を行うとともに、危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図るほか、研修等による捜査力の強化や客観的な証拠に基づいた事故原因の究明等により適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

さらに、暴走族等対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域が一体となって暴走族追放気運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図る。

(1) 交通指導取締りの強化等

- 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等
- 一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

その際、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分考慮する。

(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を 強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点 関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、市民から取締り要 望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。また、引き続き、子供、高齢者、障がいのある人の保護の観点に立った交通指導取締りを推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故の発生実態等を分析し、その結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆる PDCA サイクルをより一層機能させる。加えて、取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるよう、可搬式速度違反自動取締装置の整備拡充を図るなど、より効果的な取締りを行うよう努める。

(イ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(ウ) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対して積極的に指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対する検挙措置を推進する。

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を 死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号。以下「自動車運 転死傷処罰法」という。)第2条又は第3条(危険運転致死傷罪)の立件も視野に 入れた捜査の徹底を図る。

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査 員の捜査能力の一層の向上に努める。

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3 Dレーザースキャナやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

(3) 暴走族等対策の推進

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、 暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」 を開催するなどの指導等を促進する。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との 関連性を踏まえ、地域の関連団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図 る観点から施策を推進する。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等(暴走族及び違法行為を敢行する旧車會員(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者))及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等及び群衆をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携

を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族等と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進

暴走族等取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する指導取締りを推進する。

また、複数の都府県にまたがる広域暴走事件に迅速かつ効率的に対処するため、 関係都道府県相互の捜査協力を積極的に行う。

さらに、違法行為を敢行する旧車會員に対する実態把握を徹底し、把握した情報 を関係都道府県間で共有するとともに、騒音関係違反及び不正改造等の取締りを 推進する。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収(没取)措置を働き掛けるなど暴走族等と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

また、暴走行為に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。

オ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に 適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、「不正改造車を排除 する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的 に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の強化、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。

ウ 自動体外式除細動器 (AED*) の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及 啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。

このため、心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関、保健所、医療機関等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、応急手当指導者の養成を積極的に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進する。さらに、自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。

また、業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の搭載を推進する。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法(AEDを含む)の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法(AEDの使用を含む)等の応急手当について指導の充実を図る。

エ 救急救命士の養成・配置等の促進

「救命救急士法」(平成3年4月23日法律第36号)に基づき、一般財団法人救急 振興財団への救急隊員の派遣による養成や、救急救命士有資格者の消防職員採用 等により、救命救急士の計画的な増員を図る。

また、救急救命士が行える気管挿管などの特定行為を円滑に実施するための講習

* AED: Automated External Defibrillator

等を実施するとともに、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救 急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図 る。

オ 救助・救急資機材等の装備の充実

救助工作車や交通救助活動に必要な救助資機材を充実させるとともに、救急救命 士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高 度救命処置用資機材等の整備を推進する。

カ 防災ヘリコプター等による救急業務の推進

防災ヘリコプター等は、事故の状況把握、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務における防災ヘリコプター等の積極的活用を推進する。

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進する。

ク 現場急行支援システムの整備

緊急車両が現場に到着するまでのリスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通 事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム (FAST*)の整備を図る。

ケ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術や、その位置を地図表示させる技術、重症度合の判定に資する技術等を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等の通信指令室の地図画面に表示できるよう自動通報することなどにより緊急車両等の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム (HELP*) や事故自動通報システム (ACN*) の格段の普及と高度化を図るために必要な環境を整備する。

7 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯

※ FAST: Fast Emergency Vehicle Preemption Systems

* HELP: Help system for Emergency Life saving and Public safety

* ACN : Automatic Collision Notification

罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)等の下、交通事故被害者等のための施策 を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 無保険 (無共済) 車両対策の徹底

自動車損害賠償責任保険(共済)の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であること を、広報活動等を通じて広く市民に周知するとともに、街頭における監視活動等によ る注意喚起を推進し、無保険(無共済)車両の運行の防止を徹底する。

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談活動の推進

交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進する。

- (ア) 交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等との連絡協調を図る。
- (イ) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の能力向上を図る。
- (ウ) 交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、ホームページや「広報ふじのみや」の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示に加え、交通事故相談所等、交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図る。

(3) 交通事故被害者支援の充実強化

自動車事故被害者等に対する援助措置の周知

独立行政法人自動車事故対策機構や公益財団法人交通遺児等育成基金が実施している自動車事故被害者等の支援施策について周知する。

8 道路交通診断による事故防止対策の研究及び施策の推進

道路交通における安全と円滑の確保及び道路交通に起因する障害を防止するため、関係機関合同により交通事故が多発している地点等の交通診断を実施し、総合的な対策により、道路交通環境の改善を図る。

第2章 踏切道における交通の安全

1 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故は、近年発生していないが、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。

2 第 11 次富士宮市交通安全計画における目標 継続して踏切事故件数ゼロを目指す。

3 踏切道における交通の安全についての対策

《視点》

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

《講じようとする施策》

- ① 踏切道の構造の改良の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

第1節 踏切事故のない社会を目指して

I 踏切事故の状況等

1 踏切事故の状況

本市域の踏切事故(鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故)は、近年発生していない。また、全国的にも減少傾向にある。

このような踏切事故の減少は、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられる。しかし、踏切事故は発生した場合の惨劇の大きさを想定した場合、決して普段の対策を疎かにできないものである。

2 近年の踏切事故の特徴

近年の全国の踏切事故の特徴としては、①踏切道の種類別にみると、発生件数では第1種踏切道(自動遮断機が設置されている踏切道又は昼夜を通じて踏切警手が遮断機を操作している踏切道)が最も多いが、踏切道100か所当たりの発生件数でみると、第1種踏切道が最も少なくなっている、②衝撃物別では自動車と衝撃したものが約4割、歩行者と衝撃したものが約5割を占めている、③原因別でみると直前横断によるものが約5割を占めている、④踏切事故では、高齢者が関係するものが多く、65歳以上で約4割を占めている、ことなどが挙げられる。

Ⅱ 第11次富士宮市交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解と協力の下、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ積極的に推進することにより、継続して踏切事故件数ゼロを目指す。

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切事故は、一たび発生すると、多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものである。そのため、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進することとする。また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

さらに、各踏切道の遮断時間や交通量等の諸元やこれまでの対策実施状況、対策の効

果等を踏まえて、道路管理者と鉄道事業者が協力し「踏切安全通行カルテ」を作成・ 公表することにより、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推 進していくことも重要である。

Ⅱ 講じようとする施策

1 踏切道の構造の改良の促進

歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することが ないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促 進する。

平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

従前の踏切対策に加え、踏切周辺道路の整備や踏切横断交通量削減のための踏切周辺 対策等を推進する。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を 勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の高輝度化等による視認性の向上を図る。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、 う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるも のについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同 様に統廃合を検討する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備につ

いては、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果 検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏 まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、 踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に 行う。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間 遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生等の課題に対応するため、関 係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害 時の管理方法を定める取組を推進する。

第3章 大規模地震に備えての交通の安全

1 基本方針

- ① 南海トラフ地震臨時情報発表時 突発的な地震発生に備えて対策を進めていくことが基本である が、臨時情報を活用し被害軽減につなげる
- ② 南海トラフ地震等発生時 災害応急対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱 の防止等交通を確保するための、必要な交通対策等を実施する。

2 講じようとする施策

- ① 南海トラフ地震臨時情報発表時
 - ・情報収集及び市民への周知
- ② 南海トラフ地震等発生時
 - ・緊急交通路等の確保
 - ・ 道路交通情報の提供
- ③ 平時
 - 緊急通行車両の事前届出の推進
 - ・交通安全施設の整備
 - ・交通総量抑制対策の推進
 - 信号機電源付加装置の整備
 - ・臨時情報発表時及び地震発生時における自動車運転 者の執るべき措置の周知徹底
- ④ その他の交通安全対策
 - ・既存の道路橋の耐震補強等
 - 沿道建築物等の耐震化の促進

第1節 基本方針

1 南海トラフ地震臨時情報等発表時

突発的な地震発生に備えて対策を進めていくことが基本であるが、「南海トラフ地震 臨時情報」(以下「臨時情報」という。)が発表された場合には、その情報を活用し被害 軽減につなげる。

2 南海トラフ地震等発生時

南海トラフ地震等発生時(以下「地震発生時」という。)には、災害応急対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通を確保するための、必要な交通対策等を実施する。

第2節 講じようとする施策

1 臨時情報発表時

必要な体制を構築のうえで情報収集及び連絡活動を行い、道路交通情報板やサインカー等による情報提供を行い市民への周知を図る。

2 地震発生時

(1) 緊急交通路等の確保

地震発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を 把握した上で、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づく通行禁止等 の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

(2) 道路交通情報の提供

地震発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供を行う。

3 平時における措置

(1) 緊急通行車両の事前届出の推進

災害応急対策に従事する車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両事前届出 の推進を図るとともに、変更に伴う再申請について周知徹底を図る。

(2) 交通安全施設の整備

地震発生時における適正な交通管理を行うため、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通情報の収集・提供装置の整備を図る。

(3) 交通総量抑制対策の推進

臨時情報発表時や地震発生時における車両の使用の自粛についての広報啓発を推

進する。

(4) 信号機電源付加装置の整備

停電による信号機の滅灯に備え、信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機を信号機に接続する災害用電源箱や必要な資機材の整備・充実を図る。

(5) 臨時情報発表時及び地震発生時における自動車運転者の執るべき措置の周知徹底

臨時情報発表時には事前避難対象地域内の道路への車両の走行を控えること、地震発生時には、①できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させ、②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること、③車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動するとともに、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしない等、自動車運転者の執るべき措置について、各種講習会、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

4 その他の交通安全対策

(1) 既存の道路橋の耐震補強等

地震発生時の際の交通路を確保するため、重要路線等にある橋梁に対して、橋脚の 補強や落橋防止システムの設置等を引き続き推進する。

(2) 沿道建築物等の耐震化の促進

地震発生時における緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、富士宮市「TOUKAI-0」総合支援事業により、緊急輸送ルート等の沿道にある建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。

第 11 次富士宮市交通安全計画

令和3年12月

発 行 富士宮市交通安全対策会議

編 集 富士宮市市民部市民生活課交通対策室

〒418−8601

静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL(0544)22-1111(代表)